

平成26年8月22日  
住宅局建築指導課

## 一級建築士の懲戒処分について

建築士法第10条第1項の規定に基づき、別紙のとおり、一級建築士に対して、関東地方整備局長、近畿地方整備局長及び中国地方整備局長による戒告処分がなされましたので公表します。

(問い合わせ先)

・全体について

国土交通省 住宅局 建築指導課

TEL 03-5253-8111 (代表) (内線39518)

・別紙中1～6について

関東地方整備局 建政部 建築安全課

TEL 048-601-3151 (代表) (内線6682)

・別紙中7～17について

近畿地方整備局 建政部 建築安全課

TEL 06-6942-1141 (代表) (内線6671)

・別紙中18～19について

中国地方整備局 建政部 都市・住宅整備課

TEL 082-221-9231 (代表) (内線6182)

## 一級建築士の懲戒処分について

## 関東地方整備局

- 1 飛田 俊明 (登録番号第232085号)
  - ① 処分をした年月日  
平成26年8月4日
  - ② 処分の内容  
戒告
  - ③ 処分の原因となった事実  
建築士法施行規則の一部を改正する省令(平成20年7月11日国土交通省令第61号)の施行の日(平成20年11月28日)において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年3月31日までの期間において建築士事務所に所属した一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の2第1号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第2条第1項の規定により、平成24年3月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、飛田設計工房(茨城県知事登録第A3481号(2209))に属した。
- 2 豊嶋 裕 (登録番号第214380号)
  - ① 処分をした年月日  
平成26年8月4日
  - ② 処分の内容  
戒告
  - ③ 処分の原因となった事実  
建築士法施行規則の一部を改正する省令(平成20年7月11日国土交通省令第61号)の施行の日(平成20年11月28日)において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年3月31日までの期間において建築士事務所に所属した一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の2第1号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第2条第1項の規定により、平成24年3月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、豊嶋建築設計事務所(茨城県知事登録第A3548号(2312))に属した。
- 3 村関 次男 (登録番号第111982号)
  - ① 処分をした年月日  
平成26年8月4日
  - ② 処分の内容  
戒告
  - ③ 処分の原因となった事実  
建築士法施行規則の一部を改正する省令(平成20年7月11日国土交通省令第61号)の施行の日(平成20年11月28日)において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年3月31日までの期間において建築士事務所に所属した一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の2第1号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第2条第1項の規定により、平成24年3月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、有限会社みずほ設計一級建築士事務所(千葉県知事登録第1-0811-7144号)に属した。
- 4 遠藤 孝 (登録番号第131057号)
  - ① 処分をした年月日  
平成26年8月4日
  - ② 処分の内容  
戒告
  - ③ 処分の原因となった事実  
建築士法施行規則の一部を改正する省令(平成20年7月11日国土交通省令第61号)の

施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年3月31日までの期間において建築士事務所に所属した一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の2第1号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第2条第1項の規定により、平成24年3月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、三井不動産アーキテクチュラル・エンジニアリング株式会社一級建築士事務所（東京都知事登録第44131号）に属した。

5 柏崎 直久 （登録番号第124323号）

① 処分をした年月日

平成26年8月4日

② 処分の内容

戒告

③ 処分の原因となった事実

建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年7月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年3月31日までの期間において建築士事務所に所属した一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の2第1号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第2条第1項の規定により、平成24年3月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、一級建築士事務所株式会社クラス（東京都知事登録第55868号）に属した。

6 松浦 寛 （登録番号第31183号）

① 処分をした年月日

平成26年8月4日

② 処分の内容

戒告

③ 処分の原因となった事実

建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年7月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年3月31日までの期間において建築士事務所に所属した一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の2第1号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第2条第1項の規定により、平成24年3月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、一級建築士事務所環境開発計画（東京都知事登録第57460号）に属した。

近畿地方整備局

7 太田 秀樹 （登録番号第199871号）

① 処分をした年月日

平成26年8月5日

② 処分の内容

戒告

③ 処分の原因となった事実

建築士事務所に属する一級建築士として、建築士法第22条の2第1号の規定による一級建築士定期講習を、建築士法施行規則第17条の36の規定により、平成24年3月31日までに受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、太田建築設計事務所（滋賀県知事登録(ロ)第2104号）に属した。

8 中田 勉 （登録番号第179848号）

① 処分をした年月日

平成26年8月5日

② 処分の内容

戒告

③ 処分の原因となった事実

建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年7月11日国土交通省令第61号）の

施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年3月31日までの期間において建築士事務所に所属した一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の2第1号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第2条第1項の規定により、平成24年3月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、株式会社北井工務店一級建築士事務所（滋賀県知事登録(ヌ)第320号）に属した。

9 田中 俊介 （登録番号第42481号）

① 処分をした年月日  
平成26年8月5日

② 処分の内容  
戒告

③ 処分の原因となった事実

建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年7月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年3月31日までの期間において建築士事務所に所属した一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の2第1号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第2条第1項の規定により、平成24年3月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、株式会社田中工務店一級建築士事務所（京都府知事登録(21A)第10311号）に属した。

10 石田 利徳 （登録番号第38560号）

① 処分をした年月日  
平成26年8月5日

② 処分の内容  
戒告

③ 処分の原因となった事実

建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年7月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年3月31日までの期間において建築士事務所に所属した一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の2第1号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第2条第1項の規定により、平成24年3月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、大西一級建築士事務所（大阪府知事登録(ホ)第13203号）に属した。

11 河野 昭彦 （登録番号第139390号）

① 処分をした年月日  
平成26年8月5日

② 処分の内容  
戒告

③ 処分の原因となった事実

建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年7月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年3月31日までの期間において建築士事務所に所属した一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の2第1号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第2条第1項の規定により、平成24年3月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、株式会社葵総合計画一級建築士事務所（大阪府知事登録(イ)第23580号）に属した。

12 権業 眞伸 （登録番号第209555号）

① 処分をした年月日  
平成26年8月5日

② 処分の内容  
戒告

③ 処分の原因となった事実

建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年7月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成

24年3月31日までの期間において建築士事務所に所属した一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の2第1号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第2条第1項の規定により、平成24年3月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、彩都建築設計事務所（現建築形態研究所（大阪府知事登録(ロ)第21117号)）に属した。

13 竹川 修司 (登録番号第99284号)

① 処分をした年月日  
平成26年8月5日

② 処分の内容  
戒告

③ 処分の原因となった事実

建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年7月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年3月31日までの期間において建築士事務所に所属した一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の2第1号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第2条第1項の規定により、平成24年3月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、株式会社建築計画合同社（大阪府知事登録(ト)第8805号）に属した。

14 玉井 香里 (登録番号第279805号)

① 処分をした年月日  
平成26年8月5日

② 処分の内容  
戒告

③ 処分の原因となった事実

建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年7月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年3月31日までの期間において建築士事務所に所属した一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の2第1号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第2条第1項の規定により、平成24年3月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、Joy us（大阪府知事登録(ロ)第20995号）に属した。

15 塔筋 就子 (登録番号第64029号)

① 処分をした年月日  
平成26年8月5日

② 処分の内容  
戒告

③ 処分の原因となった事実

建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年7月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年3月31日までの期間において建築士事務所に所属した一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の2第1号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第2条第1項の規定により、平成24年3月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、塔筋就子建築工房（大阪府知事登録(ロ)第21446号）に属した。

16 植田 祐滋 (登録番号第139411号)

① 処分をした年月日  
平成26年8月5日

② 処分の内容  
戒告

③ 処分の原因となった事実

建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年7月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年3月31日までの期間において建築士事務所に所属した一級建築士であって、同期間

に建築士法第22条の2第1号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第2条第1項の規定により、平成24年3月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、一級建築士事務所U・E・D・A（兵庫県知事登録01A01453号）に属した。

17 巽 和愛 （登録番号第122642号）

① 処分をした年月日

平成26年8月5日

② 処分の内容

戒告

③ 処分の原因となった事実

建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年7月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年3月31日までの期間において建築士事務所に所属した一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の2第1号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第2条第1項の規定により、平成24年3月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、一級建築士事務所たつみ設計（奈良県知事登録第2009(ほ)1081号）に属した。

中国地方整備局

18 松下 大輔 （登録番号第315941号）

① 処分をした年月日

平成26年8月19日

② 処分の内容

戒告

③ 処分の原因となった事実

建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年7月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年3月31日までの期間において建築士事務所に所属した一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の2第1号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第2条第1項の規定により、平成24年3月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、ANO一級建築士事務所（岡山県知事登録第14243号）に属した。

19 浅枝 幸良 （登録番号第262396号）

① 処分をした年月日

平成26年8月19日

② 処分の内容

戒告

③ 処分の原因となった事実

建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年7月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年3月31日までの期間において建築士事務所に所属した一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の2第1号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第2条第1項の規定により、平成24年3月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、ウエストビーチ建築設計事務所（広島県知事登録11(1)第4732号）に属した。